

第2期笠置町・和束町・南山城村地域福祉計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名

第2期 笠置町・和束町・南山城村地域福祉計画策定支援業務

2. 期間

基礎調査業務: 令和7年度 契約締結日～令和8年3月 31 日

計画策定業務: 令和8年度 4月1日～令和9年3月 19 日

3. 目的

国や府の動向、笠置町、和束町、南山城村の状況等を的確に把握し、2町1村の最上位計画である総合計画に則した内容とし、2町1村が取り組むべき課題や福祉施策の基本的方向・実施施策や目標を定め、福祉の法定3計画と言われる2町1村それぞれの高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画と整合性の図った地域福祉計画を策定することを目的とする。

4. 一体的に策定する計画・事項

- ・成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律第十四条に基づく計画)
- ・再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律第八条に基づく計画)
- ・重層的支援体制整備事業実施計画(社会福祉法第百六条の五に基づく計画)
- ・障害者差別解消法に基づく事項(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)
- ・ヘイトスピーチ解消法に基づく事項(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)
- ・部落差別解消推進法に基づく事項(部落差別の解消の推進に関する法律)

5. 業務内容

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

地域福祉計画については、上位計画である総合計画との整合を図りつつ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画の各計画において、共通して取り組むべき事項を定める必要があるため、各計画の統計資料から基礎的な地域データを収集するとともに、関連する各分野の計画内容を把握し、現状と課題、目指す方向性等について整理分析する。

(2) 住民アンケート調査

住民の生活実態や健康状態、福祉施策に対する考え方等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。受託者は、現行計画策定時における調査及び過去10年における2町1村それぞれの法定3計画のアンケート調査におけるバックデータを分析等(バックデータについては、受託者の方で収集し分析すること。また、分析結果を報告すること)し、調査票を作成するとともに、

調査票の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、封入・封緘作業、調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果のとりまとめを行う。対象者の抽出、宛名ラベルの作成及び貼付作業、調査票の発送・回収は委託者が行う（郵送費については委託者が負担する）。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	各世帯に配布 笠置町 600世帯 和束町 1,500世帯 南山城村 1,200世帯
調査方法	郵送法
調査票種類数	1種
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 関係団体等に対する調査

ボランティア団体や自治会など、地域福祉にかかる活動団体・組織（各町村2団体程度）に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、関係団体等がシートに必要事項を記入する。関係団体等への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行うものとする。

(4) 庁内関係課に対する調査

保健福祉関係課、子ども・子育て支援関係課や教育関係課等の福祉関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、各担当課がシートに必要事項を記入する。各担当課への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行うものとする。

(5) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート調査などの結果から、地域福祉に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出する。

(6) 検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・府の施策及び2町1村の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

(7) 法令改正による計画との整合性の確保

社会福祉法等を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、今後、福祉関連法令の改正箇所が引用されている2町1村の例規（条例・規則・要綱）の条項を指

摘すること。改正された法令を新旧対象形式(横書き)で提示すること。

※法令については官報を参照すること。

※例規に関しては2町1村の例規集を参照すること。

※福祉関係法令すべてを対象とする。

(8) 計画骨子案・素案の作成

上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

(9) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

(10) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会(2町1村それぞれ3回程度)の運営について、会議資料を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

6. 成果品

令和7年度納品

①調査結果報告書 (A4判、80頁程度、1色刷):簡易製本3部

②上記データ一式

令和8年度納品

①地域福祉計画本編(A4判、80頁程度、1色刷):150部

【笠置町 50部、和束町 50部、南山城村 50部】

②地域福祉計画概要版(A4判、8頁程度、4色刷):3,600部

【笠置町 650部、和束町 1,650部、南山城村 1,300部】

③福祉関係法令例規指摘表

④上記データ一式

7. その他

- ・アンケート調査を行うため、受託者はプライバシーマークを取得し、更新歴があること。
- ・受託者は、過去5年間において、関西2府4県で指名停止の措置を受けていないこと。
- ・受託者は、関西2府4県において地域福祉計画を策定若しくは改定した実績を有すること。
- ・本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び府から示されるなど状況が変化した場合には、2町1村と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。

以上